



人権教育シリーズ⑪

市では人権教育の推進のため、さまざまな活動や啓発に取り組んでいます。ここでは、取り組みの内容や情報を定期的にお知らせしていきます。

『一人ひとりが認め合い、つながり、安心して過ごせる合志中学校』

集会の意義について

皆さんは、今の合志中学校を「居心地の良い場所」「安全で安心できる場所」だと自信を持って言えますか？日常生活の中で、友だちとうまくいかず悩んでいる人、教室や学校に来ることができない人、一人ぼっちにさせられている人、陰口・暴言を言われている人、暴力をふるわれている人がいると感じることがあります。このような人たちにとって、学校は嫌な場所になっていると思いませんか？（中略）

私たちは、「差別はいけない」「いじめをなくそう」とよく口にします。しかし、本気でそう願ひ、実際に行動している人はどれくらいいるのでしょうか。いじめをなくすために、私たちがまず、すべきことは自分自身を見つめることです。自分自身の言葉や行動が人を傷つけていないか、振り返ってみましょう。いじめや差別を許さない自分であるか、考えてみましょう。そして、友だちのことを見つめることです。友だちと向き合い、互いを知ることから始めてみましょう。友だちの話し、しっかり耳を傾け、心で受け止めてみましょう。

本音でつらいこと、苦しいことを言い合い、一緒に友だちのことを考え、乗り越えられる「なかま」、嬉しいときには心の底から喜びあえる「なかま」、そんな「なかま」を大切にしていきたいと思います。そして、いじめや差別のない、みんなが安心して過ごせる合志中にしていきましょう。

6月23日（木）人権委員長

合志中学校では、生徒会活動重点目標の一つとして、「いじめ・暴力・暴言の追放」を徹底する」を掲げています。1学期は、自分自身や学級の課題を明らかにしながら、「個人人権目標」「学級人権目標」を設定しました。

また、校内人権集会では「学級人権目標」、各学年の人権学習やクラスでの話し合いの内容などを発表しました。自分のこととして考える姿が見られました。「合志中人権目標」を『一人ひとりが認め合い、つながり、安心して過ごせる合志中学校』と設定し、実現に向けて取り組んでいます。



ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」に参加 <9月23日(金) 熊本学園大学 >

合唱部がオープニングとファミリーコンサートに、書川佑理さん（2年）がパネルディスカッションに参加しました。

合唱部は人権を大切にしたい気持ちを伝えられる内容の「ともだちはいいな」「私と小鳥と鈴と」「空とふうさぎ」の3曲を披露しました。書川さんは小・中学校での人権学習を振り返り、ハンセン病問題と自分自身のことを重ねて発表をしました。



◆コーディネーターからの質問
いじめとハンセン病に対する差別はこういったところが似ていると思いませんか？

◆書川さんの回答
私はハンセン病に対する差別は、病気に対する知識や理解がないことが原因と考えます。ハンセン病に対する間違った考えを国が広め、それを信じた人たちによってハンセン病回復者の人たちは人権を無視され、長い間苦しんできました。いじめにもいろいろあるとは思いますが、やっかみによるいじめにしても、弱い者いじめにしても、本人の人権を無視し、最終的には誰かが始めた根も葉もない噂を信じた人、あるいは噂を信じていなくても自分が次にいじめの標的になるのが嫌で黙っている人、そういう人たちによっていじめられる側は苦しむのではないかと思います。（中略）
いじめとハンセン病に対する差別は、本当のことをよく知らないのに、人権を無視して間違った考えや噂で判断し、人を苦しめるといったところが似ていると思います。人間の心の弱さがここに表れています。これはすべての差別に共通して言えることだと思います。



次回は3月号に掲載予定です。

思いやりの一声を

おおむね愛ネットワーク

模擬訓練2011開催

11月6日、泉ヶ丘体育館で、認知症を理解し助け合い、支え合う地域社会をつくることを目指して「おおむね愛ネットワーク模擬訓練2011」を開催しました。（有）ひとちいき計画ネットワーク佐伯謙介さんの講演と社会福祉協議会「はつてん組」による認知症にわか劇参加者による声かけ体験を実施し、地域の人や区長、民生児童委員など多くの人が参加されました。
ふだんの生活の中で、道に迷っている高齢者や様子が気になる人を見かけたから、ぜひ「思いやりの一声」をかけてください。勇気を持って声をかけることが、早期に行方不明者を発見する手段となります。

正しい理解を

- 認知症は脳の病気です。誰もがなりえる身近なことです。
- 「徘徊」も病気のために起こる症状で、慣れた場所でも道に迷ったりします。また、徘徊には本人なりの理由があります。
- 徘徊で一番困ったり、不安や恐怖を感じているのは本人です。

声かけで大切なこと

- 見かけたときは急に近づいたり、大声で声をかけたり、矢継ぎ早に質問したりすると相手を驚かしてしまいます。
- まずは、前方から「こんにちは」と声をかけてみてください。「おでかけですか？何かお手伝いしましょうか？ひとと休みませんか？」などの優しい声かけを心がけましょう。

- 道に迷っている高齢者などを見かけたら
大津警察署
☎(204) 0110

- 認知症についてのお悩みなど
市地域包括支援センター
☎(242) 1124



問い合わせ先 高齢者支援課 地域包括支援センター（西合志庁舎） ☎242-1124

10月制度改正分「子ども手当」 認定請求手続きはお済みですか？

申請が必要です！！

※平成23年12月31日（消印有効）までに提出されると、平成24年2月10日の定期支払でお支払いします。

【支給対象の子ども】

平成8年4月2日以降生まれの人（おおむね中学校修了前まで）

【請求者（支給資格者）】

本市に住所を有する人で、対象の子どもを養育している人
※父と母がともに子どもを養育（金銭的・精神的に生活全般面倒を看ている）している場合は、所得の高い人（子どもの生計を維持する程度の高い人）が支給資格者です。

※公務員の方は、勤務先へ申請してください。

【手当額】

0歳～3歳未満 15,000円（3歳の誕生日まで）
3歳～小学校修了前 10,000円
（高校3年生以下の子どもで数えて第3子以降は、15,000円）
中学生 10,000円

平成23年9月分（平成23年10月7日入金分）まで受給していた人も、必ず申請が必要です。

認定請求書は、9月分受給者宛に10月5日付で郵送しています。申請がなければ、10月以降の子ども手当を受給することができませんので、ご注意ください。

【申請期限】

- ① 9月分まで受給していた人
※上記の①に該当する人は、平成24年3月30日（金）までに認定請求をすると、平成23年10月分からさかのぼって支給されます。（郵送の場合、平成24年3月31日消印有効）
- ② 新たに子どもが生まれた人
- ③ 本市に転入した人
- ④ 支給対象の子どもを養育するようになった人
※上記の②③④に該当する人は、事実発生（出生日・転出予定日等）の翌日から15日以内に手続きをすると、事実発生日の属する月の翌月から支給されます。

※期限（平成24年3月31日）を過ぎると、申請日の翌月からの認定になりますので、ご注意ください。

問い合わせ先 子育て支援課（西合志庁舎） ☎242-1159